

岩手医科大学研究費不正使用防止委員会内規

(趣旨)

第1条 この内規は、岩手医科大学における公的研究費の管理に関する規程第9条第1項に規定する岩手医科大学研究費不正使用防止委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 研究費の不正使用防止に関する諸施策策定及びその実施状況の検証に関すること。
- (2) 研究費の使用状況の調査に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、研究費の不正使用防止に関する重要事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 財務担当理事
 - (2) 副学長
 - (3) 医学部長
 - (4) 歯学部長
 - (5) 薬学部長
 - (6) 看護学部長
 - (7) 全学教育推進機構長
 - (8) 医学部教授会において選出される教授 1名
 - (9) 歯学部教授会において選出される教授 1名
 - (10) 薬学部教授会において選出される教授 1名
 - (11) 看護学部教授会において選出される教授 1名
 - (12) 教養教育センター委員会において選出される教養教育科目担当教授 1名
 - (13) 事務局長
 - (14) 企画部長
 - (15) 総務部長
 - (16) 財務部長
 - (17) 学務部長
 - (18) 内部監査室長
- 2 前項第8号から12号までの委員の任期は3年とし、再任を妨げない。
 - 3 委員に欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任者の在任期間とする。
 - 4 第1項の委員のほか、職員のうちから学長が指名するものを委員に加えることができる。
 - 5 委員は学長が任命する。

(委員長)

第4条 委員長は、財務担当理事をもって充てる。

- 2 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長は、必要に応じ委員以外の者を出席させ、意見を聞くことができる。

(副委員長)

第5条 委員会に副委員長を置き、事務局長をもって充てる。

- 2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(委員会の下部組織)

第6条 研究費の適正使用及び不正使用防止に係る事項を検討するため、委員会の下に事務局研究費不正使用防止委員会を置く。

2 前項に規定する事務局研究費不正使用防止委員会の組織及び運営に関する事項は、別に定める。

(委員会の事務)

第7条 委員会の事務は、学務部研究助成課が行う。

(内規の改廃)

第8条 この内規の改廃は、本学研究費不正使用防止委員会の議を経て、学長が決定する。

附 則

1、この内規は、平成19年11月20日から施行する。

2、この内規は、平成23年4月1日から施行する。(平成23年3月18日 一部改正)

3、この内規は、平成26年4月1日から施行する。(平成26年4月1日 一部改正)

4、この内規は、平成27年4月1日から施行する。(平成27年3月18日 一部改正)

5、この内規は、平成29年4月1日から施行する。